

各関係団体長 様

大阪府健康医療部保健医療室長

新型コロナウイルス感染症全数届出見直しに係る対応（検査関係）について

日ごろから本府における新型コロナウイルス感染症対策の推進にご理解・ご協力をいただき深くお礼申し上げます。

さて、本日付で本府健康医療部長より発出しました感企第2977号でのご案内の通り、令和4年9月26日より、新型コロナウイルス感染症患者の発生届出対象が限定され、対象外の方については、抗原定性検査キットでセルフチェック等の上、大阪府陽性者登録センター（以下「陽性者登録センター」という。）への登録を行うことで、宿泊療養施設への入所や配食等の自宅療養支援を受けることが可能となります。

本府では、感染拡大期に懸念される発熱外来のひっ迫緩和に資するよう、セルフチェックを行える環境の整備を目的として、9月28日（水）正午より、有症状の発生届出対象外の方からの申し込みを受け付け、無償で抗原定性検査キットを配布する大阪府検査キット配布センターを設置いたします。また、発生届出対象の限定の趣旨を踏まえ、これまで医療機関への受診勧奨を実施してきた無料検査事業での陽性判明者への対応を変更いたします。これらの点について、診療・検査医療機関及び行政検査の委託契約を締結する医療機関の長あて下記の通りお知らせしておりますので、貴会においてご了知いただきますようお願いいたします。

記

1 大阪府検査キット配布センターの設置について

（1）設置期間

令和4年9月28日（水）正午より当面の間

（2）対象者

次の全てに該当する方

- ①大阪府内に在住
- ②10～64歳で発熱、咳等の軽い症状を有する（無症状の方は対象外。）
- ③重症化リスクに該当する基礎疾患等がない
- ④妊娠していない

（3）配布数・申し込み方法等

- ・医療用の抗原定性検査キットを、1回のお申込みあたり1キット無償で配布します。
（1人1日1回まで申込可能です。）
- ・府のホームページに掲載する受付フォームからお申込みいただき、正午までの受付分は翌日中に、午後の受付分を翌々日に届くよう配送します。なお、1日上限3万人分まで受付可能です。

(4) 陽性判明時について

- ・配布された検査キットを使用し陽性判明した場合は、陽性者登録センターへの登録を推奨しています。
- ・登録した患者が自宅待機 SOS へ連絡することにより、宿泊療養への入所や配食等の支援を受けることができます。(ただし配食サービスについては、無症状者等は対象外です。)

2 無症状者への無料検査事業により陽性が判明した方の対応について

これまで、無料検査事業で判明した無症状の陽性者については、医療機関の受診及び確定診断を受けることを推奨してきました。しかし、全数届出の見直しに伴い、9月26日より、無料検査事業による陽性判明者について、改めての診療・検査医療機関等への受診勧奨は行わないことといたしました。

【問い合わせ先】

1 キット配布センターについて

TEL 0570-550-353 (コールセンター)

※9月28日午前9時に開通

2 その他について

大阪府健康医療部保健医療室

感染症対策企画課感染症・検査グループ

TEL 06-6941-0351 (内線:2083)

FAX 06-6941-9323

【Ⅰ 検査体制の再構築】 抗原定性検査キット配布センター設置について

- ◆ 受診の必要性が低い方で、症状が軽く、速やかに療養開始を希望される場合のセルフ検査を促進するため、検査キット配布センターを設置。
- ◆ WEB申込ができ、外出しなくても医療用の抗原定性検査キットが届く仕組みを構築。

検査キット申込から配送までの流れ

配布対象者(すべてに該当する者)

- 
- ☐ 大阪府内に在住
 - ☐ 10歳～64歳で症状が軽い(発熱・咳等)
※無症状の方は対象外
 - ☐ 重症化リスクに該当する基礎疾患等がない
 - ☐ 妊娠していない

【重症化リスク因子】

・肥満(BMI30以上)・高血圧・糖尿病・慢性呼吸器疾患(COPD等)等



スマホで
簡単申込

WEB申込

1～2日で
自宅へ配送



検査キット配布センター

受付・配送における主な機能

- ▶ 医療用の抗原定性検査キット
- ▶ 1回1キットで受付
- ▶ 1日3万人まで配送可能

セルフ検査

陽性判定

健康フォローアップセンターで登録

宿泊療養や配食サービス等を受けることが可能

申込費用：無 料

受付開始：9月28日(予定)

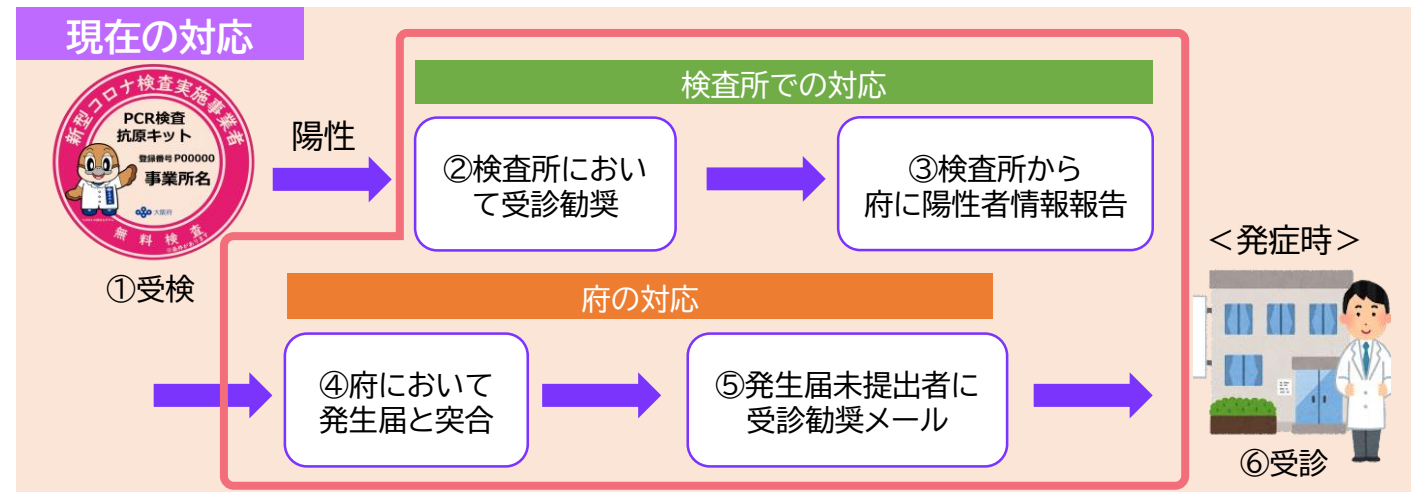
無料検査事業での陽性判明者に係る運用見直しについて

- ◆ 全数届出見直し後も、感染状況に応じた知事の受検要請に基づく無料検査事業を継続。(国制度継続が前提)
- ◆ 本事業の陽性判明者(無症状)について、発熱外来のひっ迫を緩和し、高齢者等の受診機会を優先的に確保するため、受診勧奨は廃止。

事業概要

対 象	・感染不安を感じる無症状の府民(濃厚接触の可能性のある者は対象外) ※イベント参加等を目的とする検査は8月末に終了
実施期間	・令和3年12月24日～(特措法に基づく受検要請時に実施) ※イベント参加等を目的とする検査は12/23～
実施主体	・衛生検査所、薬局、医療機関(府への登録が必要)
実 績	・事業所登録数:約1,200カ所 ・累計検査件数:約260万件 ・陽性判明者数:約17.5万人 陽性判明率6.7%
結果の扱い	・確定診断ではない。発生届提出には医療機関受診を要する ＜陽性判明時＞ ・検査所において診療・検査医療機関の受診勧奨 ・PCR検査による場合は、医療機関において再度の検査不要 ・抗原定性検査は無症状者では診断に用いられないため再度の検査を要する ※提携医療機関がある場合は、無料検査受検により当該医療機関から発生届が提出される場合もある。

陽性判明時の対応に係る課題



現対応(受診勧奨)の課題

- ・無料検査事業の対象者は、重症化リスクの低い無症状者がほとんど(65歳以上は約1割)
 - ・現在、無症状の濃厚接触者は受診せず自宅療養をしていただく方針
 - ・また、ひっ迫時には有症状の届出対象外の方も受診を控え、セルフ検査による登録を求める方針
- ▶ 重症化リスクの高い方の受診機会の減少や発熱外来ひっ迫に繋がる可能性
診療・検査医療機関の受診対象に係る府の方針と不整合

今後の方針 (9/26～)

- ▶ 無料検査による陽性判明者への受診勧奨の取組み(上記現在の対応②～⑤)は廃止
- ▶ 届出対象外の方については、陽性者登録センターへの登録を勧奨する
- ▶ 無料検査陽性判明者の医療機関の受診は、原則届出対象の方で症状発生時に限ることとする